元太高第1607号

令和2年2月27日

市内　地域包括支援センター

　　　　指定居宅支援事業所

　　　　管理者　様

太宰府市長　楠田　大蔵

　　（高齢者支援課介護保険係）

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な対応について（通知）

　日頃から本市の介護保険事業の円滑な運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

　さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症による本人やその家族の面会拒絶や一部の入所施設において、感染防止対策として、担当介護支援専門員の面会が制限されることによって、モニタリング訪問等ができない事案が発生しています。

　つきましては、当該事案等に係る対応を下記のとおりとしますので、内容をご確認の上、貴事業所の職員に周知くださいますようお願いいたします。

　なお、この対応は、通知日現在のものであり、今後国から正式な通知等が示された場合は、変更となることがあります。

記

１　対応

（１）既存の利用者について、本人やその家族の面会拒絶や、入所施設による面会制限により、やむを得ず本人と面会できない場合は、本来利用者の居所を訪問して実施すべき、アセスメント、サービス担当者会議及びモニタリング訪問等は、入居施設等への照会文書（郵送、ＦＡＸ等）により行うことができることとする。

（２）文書照会により行った場合は、支援経過記録にその理由を明記するとともに、当該照会に用いた文書の写し及び受領した回答文書を保管しておくこと。

（３）上記に関わらず、アセスメントについて、文書照会によりがたい場合は、電話により施設職員への聴取で対応することも可とする。この場合、聴取日、聴取した施設職員の氏名等を支援経過記録に明記すること。

２　この通知の適用期間

　　変更がある場合については、再度通知することとし、それまでの期間については上記を適用するものとする。

３　留意事項

（１）本件通知は、既存の利用者について、本人やその家族の意向、本人の居所である入居施設の方針により、やむを得ず面会できない場合のみを想定している。それ以外の場合は、手洗い、マスク着用等の感染症対策に万全の期した上で、原則どおり本人の居所を訪問し、実施することとすること。

（２）新規の利用者については契約締結に当たっての重要事項の説明等が必要になるため、本件通知に関わらず、原則どおり本人の居所を訪問して面接を行わなければならないこととする。

（３）介護認定区分変更申請後に、施設や医療機関における面会制限によって、認定調査ができない場合は、暫定プランの適用が予想されるが、その場合については利用者への十分な説明及び適切な運用をすること。

＜問い合わせ先＞

太宰府市高齢者支援課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護保険係

TEL　092-921-2121

内線　370・371・372